

平成26年1月15日

長野市長 加藤久雄 様
(環境マネジメント総括者)

代表環境監査員 総務部長

平成25年度 長野市環境マネジメントシステム 環境監査の結果について

長野市環境マネジメントシステムのマニュアル及び環境監査手順に基づき、平成24年度下半期から平成25年度上半期の活動について環境監査を実施した結果を、下記のとおり報告します。

記

1. 実施概要

(1) 実施期間

平成25年10月28日(月)～同年11月15日(金)

(2) 監査体制

12チーム (1チーム2名、市職員24名で構成)

この内、3チームに相互環境監査員(8名)を加え監査の充実を図る

※内訳：信州大学工学部(2名)、長野県(1名)、飯田市(2名)、上田市(1名)、千曲市(2名)

(3) 監査基準

- ・環境法令等への違反がないこと。
- ・長野市環境マネジメントシステムマニュアルの規定からの逸脱がないこと。
- ・前回受けた監査における不適合が是正されていること。

(4) 監査対象

48箇所

(内訳)

監査対象	部局等	頻度等
庶務課、職員課、職員研修所、情報政策課、危機管理防災課、行政管理課、第一庁舎・長野市民会館建設事務局	総務部	毎年 [環境影響度] ・法規制:大 ・事務事業:大
総務課、健康課、食品生活衛生課、環境衛生試験所	長野市保健所	
清掃センター(最終処分場を含む)、衛生センター(犀峡衛生センターを含む)	環境部	
第一学校給食センター、第二学校給食センター、第三学校給食センター、豊野学校給食センター	教育委員会	
浄水課(犀川浄水場、夏目ヶ原浄水場)、下水道施設課(東部浄化センター)	上下水道局	
NEMS事務局(環境政策課)	環境部	
監理課、道路課、河川課、維持課、住宅課、建築課、建築指導課	建設部	
総務課、営業課、水道整備課、水道維持課、下水道整備課	上下水道局	

都市内分権課、市民活動支援課	地域振興部	3年毎
支所:柳原、長沼、安茂里、芋井、豊野、大岡、吉田	地域振興部	4年毎
保健センター:北部、三陽、東部	長野市保健所	
交通政策課	企画政策部	前年度 不適合
環境政策課、生活環境課	環境部	
文化芸術推進課	教育委員会	本年度新設

2. 実施結果

監査の結果、改善を要する事項は、重度の不適合が1件(環境法令等の違反)、観察が2件(環境法令等一覧表の不備)の計3件。是正を求めるとともに、再発防止に向け検討を行う。

(1) 要改善事項

	改善事項・是正状況	再発防止に向けた検討結果
重度の不適合	<p><u>環境法令等の違反</u> 【柳原支所】</p> <p>柳原支所では、平成22年3月の移転に伴い新たに設置された産業廃棄物保管施設(コンテナハウス)を使用、管理しているが、当該施設に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項で定める基準に従った「保管場所」の表示がなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第8条第1号ロ(1)「縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。」 <p>【是正状況】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条第1号ロで規定する掲示板を見やすい位置に設けて保管している。</p>	<p>産業廃棄物保管施設としての使用、管理に当たっては、管理する者において、関係法令等により規定された表示が義務付けられていることを、改めて庁内に周知し、徹底を図る。</p>
観察	<p><u>環境法令等一覧表の記載漏れ</u> 【文化芸術推進課】</p> <p>環境法令等一覧表に、所管施設における改修工事等に関する公共工事関連法令等の記載されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第75条 ・ 特定建築物の省エネルギー措置の届出 など <p>【是正状況】 所管施設の改修工事等に関する公共工事関連法令等を確認し環境法令等一覧表にあらたに加えた。今後、施設改修等にあたっては関係法令を遵守していく。</p>	<p>環境法令等一覧表の確認について、毎年度当初、環境マネジメントシステム事務局(環境政策課)から各所属に依頼しているが、確認は、一覧表の整備に合わせて、法令等の遵守、事故の防止等にも資することから、実施の徹底を図る。</p>

	<p><u>環境法令等一覧表の記載誤り</u> 【浄水課】</p> <p>環境法令等一覧表に記載された法令等の名称に誤りがあつた。</p> <p>(正) 下水道法 (誤) 長野市下水道条例 (正) 長野市公共下水道条例 (誤) 長野市下水道条例</p> <p>【是正状況】</p> <p>環境法令等一覧表に記載された法令等の名称など関係法令等を再確認し環境法令等一覧表を訂正した。引き続き関係法令を遵守していく。</p>	<p>環境法令等一覧表の確認について、毎年度当初、環境マネジメントシステム事務局（環境政策課）から各所属に依頼しているが、確認は、一覧表の整備に合わせて、法令等の遵守、事故の防止等にも資することから、実施の徹底を図る。</p>
--	--	---

(2) 環境に配慮した主な取組

節電対策（不要電灯の消灯、冷暖房の設定温度調整など）、コピー用紙の裏面利用などの環境に配慮した取組は各職場において定着してきていることから、更に工夫した取組について、環境監査の実施に併せ、聴取した。主な取組内容は次のとおり。

① 省エネルギーに向けた取組

取組内容	監査対象
<ul style="list-style-type: none"> ・空調機インバーターに順次交換し電力使用を削減している。 (H24 実績 9.10F 2箇所 月平均△36.4%) 	庶務課
<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理システムを構築(平成 25 年 10 月稼動)し、複合機をデータ変換として活用することで目標(紙文書増加率の 50%低減)の実現を図っている。 ・庁内ホストコンピューターから外部のクラウドサーバー利用によりエネルギー消費を削減する計画を進めている。 	情報政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・事務室などにサーキュレータ(4台)を導入し温度管理している。 	大岡支所
<ul style="list-style-type: none"> ・管内移動は、自転車利用を心がけ、庁用車使用については、エコドライブを実施している。 	吉田支所
<ul style="list-style-type: none"> ・照明スイッチ類へ『節電』シールを貼付している。 ・会議室に節電協力のはり紙を掲出し、利用者の呼びかけを行っている。 	北部、三陽、東部保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターや図書棚等のレイアウトを変更し自然光の活用を図っている。 	北部保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センター焼却施設の計画的な設備修繕(排ガス連続測定装置更新)を行っている ・最終処分場では、水中ポンプに夜間タイマーを設置し、電力の削減を図っている。 	清掃センター
<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレの照明を LED 型照明に変更し、電力の削減を図った。 ・犀峽衛生センターの汚泥処理焼却施設の運用の見直し(休止)により、エネルギー使用量を削減した。 	衛生センター
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の利用によりガソリン使用量や CO2 排出を削減している。 	清掃センター、衛生センター
<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明の間引きの実施、LED 電灯への交換によりエネルギー使用量を削減している。 	維持課
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー削減のため、庁用車の乗り合いや自転車の利用を率先して実行している。 	道路課、河川課
<ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプの作動を深夜時間とし、かつ、一部の地域では直接配水することで電力使用を削減した。 	浄水課

② 再生可能エネルギー関係の取組

取組内容	監査対象
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな防災備蓄施設(コンテナ)に太陽光発電パネルを設置し内部照明に利用している。 ・避難所に太陽光発電パネルを設置し非常電源として利用を進めている。 	危機管理防災課
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に太陽光発電パネルを設置していることから、各種研修受講者へ再生可能エネルギーをPRしている。 	総務課 (長野市保健所)

③ 資源関係の取組

取組内容	監査対象
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア作成の封筒(広告の裏を利用)を会議通知や窓口で利用している。 	柳原支所
<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の再資源化、給食残渣などの堆肥化を実施している。 ・給食食材に地元や長野県産など地産地消の取組を推進している。 	第一、二、三 給食センター
<ul style="list-style-type: none"> ・食品検査後のサンプルは、生ごみ処理機を使用し生ごみを削減している。 	環境衛生試験所

④ その他の取組

取組内容	監査対象
<ul style="list-style-type: none"> ・春、秋のゴミゼロ運動では地区住民と一緒に「桜づつみ遊歩道」の清掃に参加した。 	長沼支所
<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務委託事業者と環境関連の研修を通じ情報を共有している。 	第二給食センター
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の一環として施設見学会を開催した。 (内容:小学生の施設見学・出前講座、自由研究お助け教室) 	下水道施設課

3. 環境監査等に関する意見等

監査を実施した環境監査員、監査対象の所属から出された監査等に関する意見は、次のとおり。
これらの意見は、環境監査等の今後の改善につなげることとする。

【環境監査員】

- ・各年毎に環境監査する場合、監査の対象期間が分かりづらいことから、監査対象に分かりやすく通知する方法が必要ではないか。
- ・支所と公民館等と一体となっている施設については、併せて監査を行ったほうが効率的ではないか。
- ・エネルギー使用量「前年同量以下」の取組を進めているが、業務により今後「同量以下」という定量的な取組に限界が来る可能性がある。(複数)
- ・今後は、新たな施設や庁舎建設等による状況の変化などに配慮し、監査対象を抽出してもいいのではないか。

【監査対象】

- ・環境法令等の改正などについて、情報共有できる仕組みを検討してほしい。(東部浄化センター)
- ・監査を実施されることで、職員の環境への意識につながるため、毎年実施してほしい。(第二給食センター)
- ・環境監査に関わることでより理解が深まることから、環境監査員は、多くの職員が経験したほうがよい。
(上下水道局総務課)